

市立図書館の運営に参加しませんか

市は、市民の皆さんに市立図書館の運営に参加していただくため、図書館協議会委員を募集します。

▼職務内容 図書館の運営や事業などに対して意見を述べていただきます（会議を年2回程度開催します）

▼募集人員 1人

▼対象 市内に居住する20歳以上で、図書館運営に関心のある方

▼任期 2年間

▼選考方法 書類審査など

▼応募方法 市立図書館に備え付けの応募用紙と『図書館のあり方』についての意見や考え方を市販の原稿用紙（400字詰め）3枚以内にまとめ、4月6日（木）から4月30日（日）までに市立図書館に提出してください（郵送または持参）

※郵送の場合は、4月30日（日）までの消印有効です。

▼問い合わせ 市立図書館（〒059-1001 中央町5丁目21-1）
☎ 43224

若草中央公園テニスコートをご利用ください

市は、若草中央公園内のテニス

コート（2面）を開放します。テニスコートに備え付けの使用簿に記入の上、ご利用ください。

なお、10人以上の団体で利用する場合は、4月17日（月）までに亀田記念公園内管理事務所に必要な書類を添えて事前にお申し込みください。

▼必要書類 サークル名や代表者名、会員名簿、サークルの活動状況が分かるもの

▼開放期間

●一般：4月22日（土）～10月31日（火）

●団体：5月1日（月）～10月31日（火）

※詳しくはお問い合わせください。

▼申し込み 亀田記念公園内管理事務所（☎ 2511）

こんなときは届け出を

特別障害者手当や障害児福祉手当、福祉手当（経過措置）、重度心身障害児介護手当を受給されている方は、次の場合、市に届け出が必要です。

該当される方は、印鑑を持参の上、高齢・介護・障害福祉グループ（市役所7番窓口）にお越しください。

◎特別障害者手当

- 身体障害者福祉法に定める身体障害者養護施設やこれに類する施設で、厚生労働省令で定める施設に入所したとき
- 病院や診療所に継続して3カ月を超えて入院したとき
- 受給者が死亡または市外に転出したとき

◎障害児福祉手当

- 障がいを支給事由とする給付で、政令で定めるものを受けることになったとき（その全額につき、支給が停止されているときを除く）
- 児童福祉法に定める肢体不自由児施設やこれに類する施設で、厚生労働省令で定める施設に入所したとき
- 児童が死亡、市外に転出または20歳になったとき

◎福祉手当（経過措置）

- 障がいを支給事由とする給付で、政令で定めるものを受けることになったとき（その全額につき、支給が停止されているときを除く）
- 児童福祉法に定める肢体不自由児施設やこれに類する施設で、厚生労働省令で定める施設に入所したとき
- 受給者が死亡または市外に転出したとき

◎重度心身障害児介護手当

- 児童が死亡、市外に転出、施設入所または20歳になったとき

問い合わせ

高齢・介護・障害福祉グループ

☎ 3732

4月の歯科救急医療

▶日時・診療所名・住所・電話番号

日時	診療所名	住所・電話番号
4月2日（日） 9時～11時	すすき歯科医院	室蘭市高砂町5丁目12-15 ☎ 463434
	徳満歯科医院	登別市登別東町1丁目18-1 ☎ 833711
4月9日（日） 9時～11時	サイトウ歯科医院	室蘭市日の出町2丁目16-11 ☎ 436686
	サンフィッシュデンタルクリニック	伊達市舟岡町362-18 ☎ 014231830
4月16日（日） 9時～11時	柴田歯科高砂デンタルオフィス	室蘭市高砂町3丁目9-20 ☎ 458484
4月23日（日） 9時～11時	白鳥台歯科	室蘭市白鳥台5丁目3-43 ☎ 595567
4月29日（土） 9時～11時	八丁平歯科医院	室蘭市八丁平2丁目27-16 ☎ 461182
4月30日（日） 9時～11時	高橋歯科クリニック	室蘭市白鳥台4丁目20-5 ☎ 592200

問い合わせ

室蘭歯科医師会 ☎ 433522